

湯梨浜町中小企業・小規模企業振興会議

湯梨浜町産業振興課

湯梨浜町中小企業・小規模企業振興基本条例について

1. 条例制定の意義

今後も将来にわたり湯梨浜町が持続的に発展を遂げていくためには、町内の事業所のほとんどを占める中小企業・小規模企業の活力のある成長・発展が図られることが不可欠。地域社会が一体となってその振興に取り組むことで、豊かで暮らしやすいまちの実現に寄与していこうとするもの。

2. 条例制定の経過

平成30年5月から商工団体、支援機関、女性団体、金融機関などで構成する条例検討委員会で条例案の協議を重ねた。その後、パブリックコメントを経て、平成30年10月議会に条例案を提出し、可決、10月からの施行となった。

3. 条例の主な特徴

①町の特徴を生かした振興の推進（第3条）

森里海と湖からなる豊かな自然と二十世紀梨等特産物、温泉などの地域資源、歴史や伝統など町の特徴を活かして振興を進めることを規定した。

②各関係機関の責任・役割（第4条～第9条）

中小企業・小規模企業は経営基盤の強化や経営革新に努めること、教育機関は次代を担う児童生徒に郷土愛を育むこと、町民は地域消費の拡大に努めることなどを規定した。

③中小企業・小規模企業振興施策（第10条）

多くの事業者が抱える事業承継は、施策の基本方針に円滑な推進を図ることを明示した。

④施策の検証（第11条）

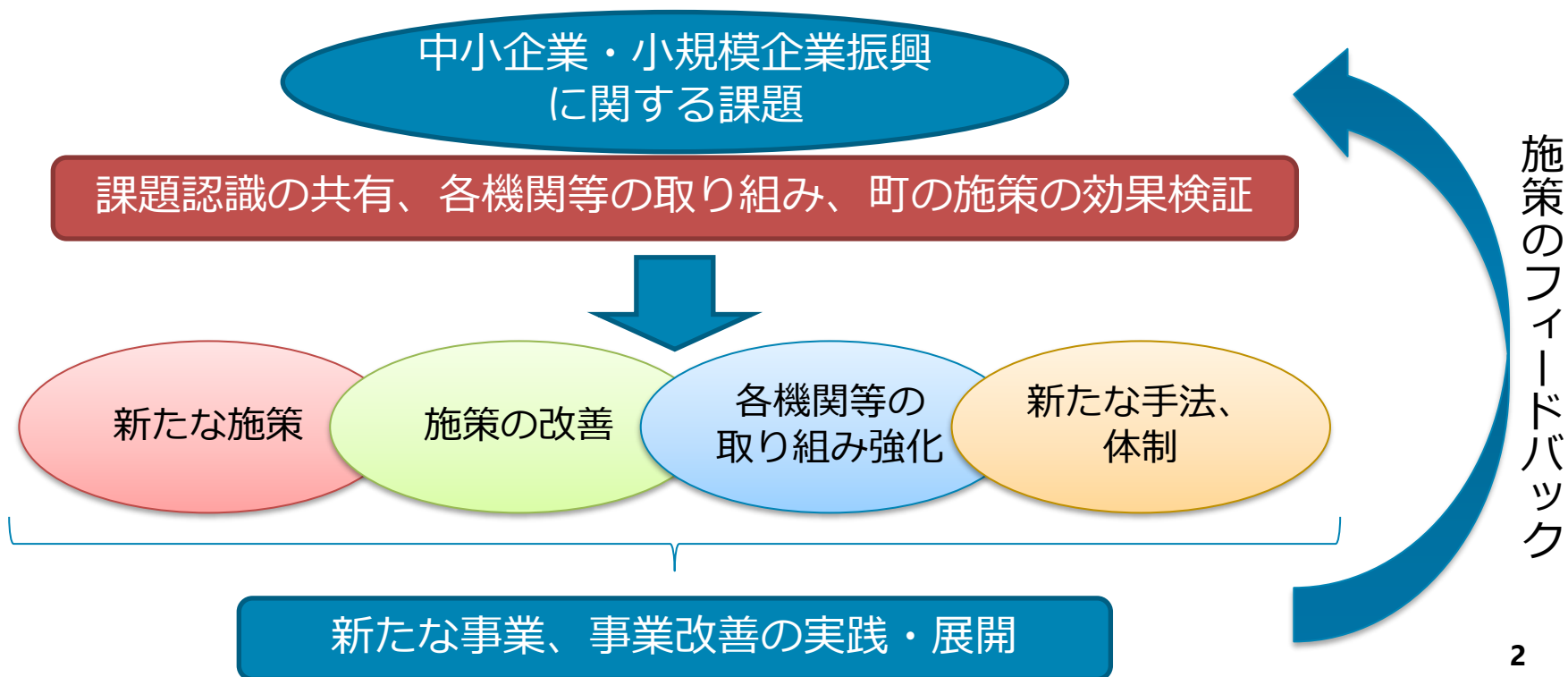
施策の効果的な推進に向け、実施状況を検証する場を設ける。

湯梨浜町中小企業・小規模企業振興会議について

1. 振興会議の目的

中小企業・小規模企業振興の責任や役割を担う関係者や町民が、それぞれの取組などを共有するとともに、意見を交換する機会を設けることで、全町一体となった中小企業・小規模企業振興に向けた効果的な施策の検証、策定や構築を進めることを目的に開催する。

2. 振興会議を通じた施策の推進概念



3. 振興会議の進め方

(意見の聴取等)

第11条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況を、中小企業・小規模企業及び支援団体その他町長が必要と認める者からの意見を聞いた上で検証し、より効果的な施策の策定及び実施に努めるものとする。

- 中小企業・小規模企業に係る施策を明示し、施策の意図等についても共通認識し、その上でより効果的な施策構築に向けた議論を進める。
- 検証で重視する観点は、個々の施策の目標設定やそれに対する評価などより、改善を図るための新たな施策や取組がどのように展開されどのような成果を上げたかとする。
- 町の施策検討のみならず、各団体などに定められた役割を果たすため、どのような取組が行われているかも共有し、検証する。

4. 振興会議の開催スケジュール

(1) 開催回数 = 年 1、2回程度

(2) 委員の任期 = 2年以内 (令和4年11月18日～令和6年11月17日)

(3) スケジュール

令和2年度 令和2年9月28日開催

令和3年度 **新型コロナウイルス感染症拡大により中止**

令和4年度 令和4年11月18日開催

令和5年度 令和5年秋ごろ開催予定